

自動車運転代行業行政処分票

被	認 定 証 番 号	公安委員会 第 72 号
処	自動車運転代行業者	NEWフレンド代行
分	の 名 称 又 は 記 号	
者	主たる営業所が所在する 市 町	金沢市
処	分 年 月 日	平成30年2月14日
処	分 内 容	指示処分
処	分 理 由	立入検査を実施したところ、帳簿等の備付け義務 違反が判明したもの
根	拠 法 令	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 22条第1項
処	分を行った公安委員会	石川県公安委員会